

## 宮城県監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第 12 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成 30 年 4 月 20 日

宮城県監査委員 齋 藤 正 美  
宮城県監査委員 す どう 哲  
宮城県監査委員 石 森 建 二  
宮城県監査委員 成 田 由 加 里

### 記

- 1 監査委員の報告日  
平成30年2月19日
- 2 通知のあった日  
平成30年3月23日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

#### (1) 大河原県税事務所

##### イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

##### (内容)

##### ・平成28年度収入未済額

現年度分 91,817,669円

過年度分 256,604,362円

合 計 348,422,031円

##### ・平成27年度収入未済額

現年度分 100,765,912円

過年度分 269,926,125円

合 計 370,692,037円

##### ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成29年度大河原県税事務所運営方針」に基づく徴収対策により税収の確保に努めた。

個人県民税については、共同催告・徴収及び特別徴収未実施事業所への共同勧奨を市町と連携して実施した。また、地方税法第48条による直接徴収を実施したほか、県税還付金の差押支援、市町職員の滞納整理技法向上を図るための研修会開催及び滞納整理業務改善を図るための情報提供など、市町を積極的に支援した。

その他の税目については、訪問による納税勧奨や事案により工夫を凝らした催告書を発送して滞納の解消を図るとともに、事案に応じた財産調査により自動車差押・タイヤロックを実施したほか、預貯金・給与など、取立が容易な債権差押を積極的に実

施した。また、高額・長期滞納事案については、事案検討会の処理方針に基づき差押を実施したほか、資力のない滞納者については、納税の猶予や滞納処分執行停止を行い適切な債権管理に努めた。

## (2) 仙台南県税事務所

### イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成28年度収入未済額
  - 現年度分 109,937,942円
  - 過年度分 234,400,200円
  - 合 計 344,338,142円
- ・平成27年度収入未済額
  - 現年度分 120,565,932円
  - 過年度分 261,987,117円
  - 合 計 382,553,049円

### ロ 措置の内容

収入未済額の縮減については、平成28年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3カ年計画」及び「平成29年度県税事務運営」に基づき、次のとおり税収確保に努めた。

個人県民税については、仙台南地方住民税徴収確保対策会議等を通じて、管内市町との連携強化を図るとともに、県内では初となる、地域版の合同公売会を企画し、管内4市町と共同開催したほか、県税事務所職員の市町徴税吏員併任制度を導入し、共同催告や特別徴収義務者への訪問催告など、協働して滞納整理に取り組み収入未済額の縮減に努めた。

また、個人県民税以外の税目については、初動・調査チームと処分チームとの連携を強化しながら、よりきめ細かな進行管理に努め、財産調査の結果に基づく、預貯金の差押えや搜索などの滞納整理を実施し、収入未済額の縮減に努めた。

## (3) 塩釜県税事務所

### イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成28年度収入未済額
  - 現年度分 103,792,378円
  - 過年度分 156,863,296円
  - 合 計 260,655,674円
- ・平成27年度収入未済額
  - 現年度分 97,459,706円
  - 過年度分 197,473,187円
  - 合 計 294,932,893円

### ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」、「平成29年度県税事務運営」及び「県税事務運営に関する基本方針について」に基づき、収入未済額の縮減に取り組んだ。

個人県民税については県と市町の連名による共同催告書の送付や市町職員を対象とした研修会の開催、県税還付金差押え支援など市町の滞納額縮減対策への支援を行った。

また、個人県民税以外の税目については、滞納件数が集中する市部において、地区を細分化し複数の担当者を相互に兼任させるなど滞納整理の機動性を高める取り組みを行うとともに、滞納処分に当たっては長期に至らない滞納であっても直ちに給与や売掛金など処分効果の高い債権の差押を実施することとした。このため、事案検討会や財産調査等の準備には早期から着手し処分方針を決定するとともに、納税資力のない者については処分停止等の措置を講じるなど5年時効の発生防止に努めつつ効果的・効率的な滞納整理にあたった。なお、これらの取り組みに当たっては、地元税務署、管内市町との3税協力体制のもと、相互に連携を深め処分手法の理解向上が図られるよう努めた。

このほか、自動車税納期内納付キャンペーンにあたっては地元FM局を通じた呼びかけを行うとともに、主要団体、企業への戸別訪問を行う新たな取り組みも実施した。

#### (4) 北部県税事務所

##### イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成28年度収入未済額
  - 現年度分 95,454,651円
  - 過年度分 279,893,039円
  - 合 計 375,347,690円
- ・平成27年度収入未済額
  - 現年度分 100,335,573円
  - 過年度分 358,612,303円
  - 合 計 458,947,876円

##### ロ 措置の内容

収入未済額の縮減対策については、平成28年3月に作成した「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成29年度県税事務運営」に基づき計画的に行い、次のとおり税収確保に努めた。

個人県民税については、「北部地区住民税徴収対策会議」等を開催し、徴収確保対策の協議や情報交換を行ったほか、研修会を開催し、市町職員の滞納整理技法の向上を図った。

また、県税職員の管内市町徴税吏員併任発令及び管内市町徴税吏員の相互併任発令職員による「併任職員徴収対策会議」を9回開催し、各市町からリストアップされた案件について協議を行ったほか、併任職員が共同で訪問折衝や差押えを行う等の徴収対策を実施し、収入未済額の縮減に努めた。

個人県民税以外の税目については、財産調査の早期着手に努め、預貯金等の債権や自動車の差押えを主体に、より効果的な滞納処分を実施し、収入未済額の縮減に努めた。

(5) 北部県税事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成28年度収入未済額
  - 現年度分 25,879,901円
  - 過年度分 49,638,876円
  - 合 計 75,518,777円
- ・平成27年度収入未済額
  - 現年度分 23,007,630円
  - 過年度分 59,529,522円
  - 合 計 82,537,152円

ロ 措置の内容

個人県民税については、北部県税事務所と共同で住民税徴収対策会議を開催し、栗原市等の徴収スキルの向上を目的とした研修会開催や情報交換の実施に努めた。また、当所の職員5名を栗原市職員（徴税吏員）に併任発令し、特別徴収未納者に対し共同で訪問催告（27件）することを始め、滞納整理機構実施の搜索（栗原市の案件）に搜索員として延べ4名が参加するなど税収確保と収入未済額の縮減支援に努めている。

個人県民税以外の一般税については、早期から積極的に納税折衝に努め、納税者の資力の状況等により分納による納付も認め税収確保を進めている。財産調査については、早期に一括して実施し、納税資力があるにもかかわらず滞納している者に対しては滞納処分を行っている。

なお、滞納処分は、換価が容易である債権差押えを中心としている一方、困難案件については、差押動産をインターネット公売により換価し税収確保、収入未済額の縮減に努めている。

(6) 東部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成28年度収入未済額
  - 現年度分 110,993,100円
  - 過年度分 235,573,641円
  - 合 計 346,566,741円
- ・平成27年度収入未済額
  - 現年度分 122,702,346円
  - 過年度分 330,830,837円
  - 合 計 453,533,183円

ロ 措置の内容

収入未済額は、平成27年度決算から約1億7百万円の縮減（▲23.58%）が図られたが、更なる縮減を進めるため、平成28年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成29年度県税事務運営」に基づき、収入未済額の縮減と税収の確保に努めた。

個人県民税については、東部県税事務所登米地域事務所と協力し、東部管内と登米管内合同による住民税徴収対策会議を開催し、縮減目標や取組事項等の情報提供及び意見交換を行った。また、東松島市、女川町との共同催告、市町職員を対象とした研修会の開催、県税還付金の差押支援など市町支援の各種事業に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、預貯金、給与等の債権を中心とした財産調査を積極的に進め、これらの調査結果を活用し、効果的な催告を行い自主納付に繋げるとともに、差押え等の滞納処分を実施した。さらに担税力のない滞納者については、徴収緩和制度を適用し、適切な債権管理に努めた。

#### (7) 東部県税事務所登米地域事務所

##### イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成28年度収入未済額
  - 現年度分 46,084,591円
  - 過年度分 94,905,128円
  - 合 計 140,989,719円
- ・平成27年度収入未済額
  - 現年度分 35,796,008円
  - 過年度分 120,237,464円
  - 合 計 156,033,472円

##### ロ 措置の内容

平成28年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」、 「平成29年度県税事務運営」及び当所の「平成29年度県税事務実施計画書」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減と県税収入の確保に努めた。

個人県民税については、東部県税事務所と協力し、登米市と東部県税管内の市町との合同による住民税徴収対策会議を開催し、滞納額縮減目標や取組事項等について意見交換を行った。また、それぞれの管内市町職員を対象とした滞納処分研修会を実施し、徴収技法の向上を図った。さらに登米市と協働による取り組みとして、個人県民税の全滞納者(2,019人)に対し共同催告書を発付するとともに、免税軽油の適正化と市税の滞納防止を図るため、全ての免税軽油使用者(760人)にチラシを送付し、免税軽油制度の周知徹底を図った。この他、県税還付金差押支援の実施など各種事業に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、大口滞納事案を優先し預貯金や住民税等の財産調査を早期に実施し、差押中心の滞納整理を積極的に進め、預貯金・給与・売掛金等の債権を主体に差押を行った。また、検索によって差押えし引き揚げた自動車2台をインターネット公売に付して換価するなど、収入未済額の縮減に積極的に取り組んだ。さらに、調査等の結果、資力のない滞納者については、滞納処分執行停止を適切

に適用するなど債権管理に努めた。

(8) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金，母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金，過誤払返納金及び過年度過誤払等返還金において，収入未済があったので，収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○生活保護扶助費返還金

・平成28年度収入未済額

現年度分 9,573,144円

過年度分 51,876,701円

合 計 61,449,845円

・平成27年度収入未済額

現年度分 21,845,252円

過年度分 40,865,497円

合 計 62,710,749円

○母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

・平成28年度収入未済額

現年度分 5,219,916円

過年度分 42,044,237円

合 計 47,264,153円

・平成27年度収入未済額

現年度分 5,583,387円

過年度分 42,478,272円

合 計 48,061,659円

○過誤払返納金（生活保護扶助費返還金等）

・平成28年度収入未済額

現年度分 569,812円

過年度分 1,443,469円

合 計 2,013,281円

・平成27年度収入未済額

現年度分 599,161円

過年度分 1,034,936円

合 計 1,634,097円

○過年度過払金等返還金（母子父子寡婦福祉資金貸付金）

・平成28年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 389,988円

合 計 389,988円

・平成27年度収入未済額

現年度分 88,968円

過年度分 316,020円

合 計 404,988円

ロ 措置の内容

○生活保護費扶助費返還金及び過誤払返納金（生活保護扶助費返還金等）

平成28年度に引き続き、事務所長をトップとする「生活保護業務改善適正化会議」を毎月開催し、未収債権の納付状況を分析の上、納付指導の徹底を図るほか、未収債権の新規発生を防ぐため、適時・適切な収入認定に必要な訪問調査活動等の進行管理を行った。

平成29年10月～12月の3カ月間を「未収債権回収強化月間」に設定し、長期滞納者等を対象として、幹部職員を含む「未収債権回収チーム」による組織的な納付指導を実施した。

なお、「未収債権回収強化月間」の対象債権113件、27,758,873円のうち、56件、9,604,561円について納付約束があった。そのうち、新たな履行延期は14件、分納誓約は6件あり、平成30年1月末現在の納付額は、519,213円であった。

加えて、未収債権回収に当たっては、債権データを迅速に処理・加工できる「債権管理システム」の運用により、納付状況を的確に把握の上、時機を逸しない納付指導を実施しているところである。

・平成28年度収入未済額の処理状況

生活保護扶助費返還金

平成28年度収入未済額 61,449,845円

収入済額 4,580,426円

平成30年1月末収入未済額 56,869,419円

過誤払返納金（生活保護扶助費返還金等）

平成28年度収入未済額 2,013,281円

収入済額 406,300円

平成30年1月末収入未済額 1,606,981円

○母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金及び過年度過払金等返還金（母子父子寡婦福祉資金貸付金）

平成27年度に引き続き、事務所長をトップとする「母子父子寡婦福祉資金対策検討会」を設置し、収入未済額縮減に向けた取組方針及び行動計画等を策定し、重点的に収入未済の縮減に取り組んだ。

平成28年度に引き続き滞納者の状況に応じて債権を、回収可能、回収やや困難、回収困難、回収不能に分類し、適正な債権管理を行った。

滞納発生後は、速やかに督促や電話・訪問等による償還指導を実施するとともに、滞納の理由を把握し、償還方法の変更等により、少額でも継続的な自主納付が可能となるように指導した。

過年度過払金等返還金の未然防止策として、現年度の貸付に返還が生じた際には、速やかに対象者へ連絡し年度内に返還するよう指導している。

・平成28年度収入未済額の処理状況

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

平成28年度収入未済額 47,264,153円

収入済額 4,405,558円

平成30年1月末収入未済額 42,858,595円

過年度過払金等返還金（母子父子寡婦福祉資金貸付金）

平成28年度収入未済額	389,988円
収入済額	50,000円
平成30年1月末収入未済額	339,988円

(9) 総合教育センター

イ 監査委員の報告の内容

報酬、報償費、旅費及び需用費において、支給額の誤り及び支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

○報酬について、支給額の誤りがあったもの。

・件数 3件

・金額 45,600円

○報償費及び旅費について、60日以上支払遅延があったもの。

・件数 2件

・金額 36,080円

○電気料金について、支払遅延による延滞利息が発生したもの。

・件数 1件

・延滞利息 2,369円

ロ 措置の内容

報酬の支給額誤りについては、出勤日の確認錯誤によるもので、出勤簿、年休簿、事業担当者作成の勤務一覧により複数の目で確認し、支給漏れのないようにした。

報償費の支払遅延については、事業終了後に速やかに支払うべきところを、事業終了した時点で会計担当者への報告がなかったためであり、事業担当者と会計担当者とが年度当初及び事業施行時に綿密な連絡調整を行い早期支給に努めている。

電気料の支払遅延については、電気料請求書が到着してから銀行口座振替日までの期間が短かったために、口座振替へ移行できない状況であったが、口座振替日を変更するよう関係機関と調整し、平成30年度から口座振替へ移行し、再発防止を図っていく。